

# 募 集 要 領

## 1 概 要

東京都小平市喜平町2-3-1に所在する陸上自衛隊小平駐屯地において、職員等の利便性を確保するため、自動販売機の設置及び経営の業者を次の記載する諸条件に従い募集する。

## 2 応募資格

本事業に応募することができる業者等は次に掲げる条件を満たすものとする。

- (1) 予算決算及び会計令第70条及び第71条の規定に該当しない者
- (2) 各契約機関等から取引停止の措置を受けている期間中でないこと。
- (3) 令和4・5・6年度の全省庁における「物品の製造・販売等」に係る一般競争（指名競争）参加資格を有すること。
- (4) 公募しようとする事業の実施を保証できる能力・態勢を有する者
- (5) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員または支店若しくは営業所の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団員等をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）ではないこと。
- (6) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を与える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしている者ではないこと。
- (7) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、または便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与している者ではないこと。
- (8) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながら、これを不当に利用するなどしている者ではないこと。
- (9) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者ではないこと。
- (10) 暴力団又は暴力団員及び第6号から第9号に定める者の依頼を受けて公募に参加しようとする者ではないこと。

### 3 設置条件

#### (1) 設置方法

国有財産法（昭和23年法律第73号）第18条第6項に基づく、行政財産の使用許可により設置する。

#### (2) 販売禁止品目

飲料のうち、アルコールは販売禁止とする。

#### (3) 設置台数及び機種（基準）

##### ア 台数

自動販売機 28台以内

##### イ 機種

(7) 飲料自動販売機（紙コップ除く。） 25台

(4) 食品自動販売機

    a 食品 2台

    b アイスクリーム 1台

#### (4) 募集業者数

5業者以内

#### (5) 使用許可期間

ア 令和6年4月1日から原則として5年以内

    ただし、必要に応じて、原則として1度に限り更新可能とする。

イ 自動販売機の設置、撤去等に要する期間は使用許可期間に含む。

#### (6) その他

「仕様書」のとおり。

### 4 業者説明会

本事業に応募する業者は、次に掲げる説明会を行う日に参加するものとする。

#### (1) 日時

令和5年8月23日（水）午後2時30分から

#### (2) 場所

陸上自衛隊小平駐屯地 本部庁舎5階 小講堂

#### (3) 業者説明会参加希望者（各業者2名以内）は、令和5年8月22日（火）

午後1時まで説明会参加申込書を持参、郵送又はFAXにて申し込むこと。

ア 持参する場合は、10日から18日を除く平日の10時から17時（13時から14時を除く。）までに訪駐されたい。

イ FAXで申し込む場合は、FAXする旨を陸上自衛隊小平駐屯地交換に告げてからFAXを送信すること。また、説明会参加申込書（正）を説明会当日までに持参、又は郵送すること。

【FAX番号：042—322—0661（内線319）】

(4) 小平駐屯地入門の際は、小平駐屯地正門で入門受付を実施し、受付係の指示に従うこと。

## 5 応募手続等

### (1) 申請書等の提出

設置を希望する者は、次のとおり提出書類を提出先に期限までに提出すること。なお、提出された書類は返却しない。

#### ア 提出書類

(ア) 申請書（別紙第1） 1部

(イ) 企画提案書（別紙第2） 正1部、写し15部

写しについては、公平な審査のため、会社（団体）名は黒塗りすること。以下の項目については、必ず記載又は資料を添付すること。

a 主な販売予定商品・販売価格表（別紙第3-1及び別紙第3-2）

b 商品の供給体制

c ゴミ（空き容器）等廃棄物の回収及び処分方法

d 電子マネーへの対応（種類）及びポイント付加等購入時のサービスの有無

（電子マネーの対応可能な種類、商品購入の際のポイント付加の有無及びそれ以外の商品購入時のサービスの有無）

e 設置する自動販売機の機種、サイズおよび1台あたりの年間消費電力（別紙第4）

f 省エネルギー・環境対策に係る提案

g 災害発生時の会社の対応及び自動販売機本体の機能（災害発生時、自動販売機に対応する機能があれば詳細に記載）

h メンテナンス及びアフターサービスについて

i 営業所等の所在地及び営業時間、営業所から小平駐屯地までの所要時間

j 東京都内及び小平市内での自動販売機設置台数

k 従業員管理（身元管理、健康管理等）及び人員配置

- l クレーム・要望等があった場合及び事故・トラブルが発生した場合の対処方法
  - m 衛生管理方法及び過去3年間の法令遵守状況（法令違反があった場合、その時どのように対応したのかを記載）
  - n 防衛省における営業方針（職員が利用する際の利点、他の場所に設置している自動販売機と防衛省に設置している自動販売機の違い等）
  - o 会社概要（パンフレット等）
  - p その他アピールポイント
- (ウ) 企画提案書付属書類 1部
- 自動販売機本体及びゴミ箱の仕様が記載されたカタログ等、販売商品カタログ、その他企画提案書の販売商品がわかる具体的な資料等（日本産業規格A4）
- (エ) その他関係書類 各1部
- 公募に参加する者に必要な資格を確認するため、以下の関係書類を併せて提出すること。（関係書類の不備または参加資格がないと判断された場合は、企画提案書の審査は行わず無効とする。）
- a 業務確約書（別紙第5）
  - b 登記簿謄本（履歴事項全部証明書又は現在事項全部証明書）
    - (a) 個人にあつては戸籍抄本
    - (b) 発行後3か月以内のもの
  - c 営業経歴書
 

会社の商号・所在地、代表者役職・氏名、沿革（営業年数）、役員や従業員数等の概要、営業品目、営業所の所在状況等が記載されているもの（様式自由）。これらの内容が記載されたパンフレット等でも可。
  - d 財務諸表
    - (a) 個人
 

直近の（申請後直前1年以内に税務署に提出した）所得税青色申告決算書、確定申告書
    - (b) 法人
 

直近の（申請直前1年以内に確定した）貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、正味財産増減計算書、収支計算書、決算報告書等
  - e 直近の法人税又は所得税に関する納税証明書

発行後3か月以内のもの

- (a) 個人  
その3の2
- (b) 法人  
その3の3

f 印鑑証明書

発行後3ヶ月以内のもの

- g 都道府県知事等の発行した営業許可書の写し（該当する場合のみ）
- h 誓約書（別紙第6）
- i 役員名簿（別紙第7）

（注）防衛省競争参加資格（全省庁統一資格）を有する者に限り、「資格決定通知書」の写し（コピー）でb～eに定める書類に代えることができる。

イ 提出期間

令和5年8月23日（水）から同年8月30日（水）午後3時まで

※持参する場合、平日10時から17時まで（13時から14時を除く。）

ウ 提出先

陸上自衛隊小平学校総務部厚生課

(2) 応募者の失格

次のいずれかに該当する行為があった場合は、失格とする。

- ア 提出書類が期限を過ぎて提出された場合
- イ 提出書類等が募集要領に記載されている事項を満たさない場合
- ウ 提出書類等に虚偽の記載があった場合
- エ 審査の公平性に影響を与える行為があったと認められる場合
- オ 過去（又は現在）、防衛省（防衛省共済組合を含む。）に支払う国有財産使用料（共済組合の場合は管理手数料等）及び光熱水料を滞納したことがある（している）場合
- カ 提示した国有財産使用料が北関東防衛局長の算定した金額未満の場合
- キ その他、違反と認められる場合

(3) 提案修正の禁止

原則として、提出後の書類変更（修正、差し替え、削除、追加）は禁止する。

## 6 選考の方法

- (1) 提出された企画提案書等に基づき、書類選考により総合的審査の上、~~1~~業者を決定する。

また、企画提案内容及び実施能力等が同等と判断され、審査により決しない場合は、別途指定する日時に公開抽選を行い決定する。

- (2) 決定業者に辞退、失格等があったときには、次点の者を候補者とする場合がある。

## 7 自動販売機の割り当て

- (1) 駐屯地内の設置場所については、駐屯地計画により決定する。
- (2) 自動販売機の設置場所については、意義を申し立てることはできないものとする。

## 8 業者決定後の提出書類

自動販売機の設置及び経営業者として決定された者は、次に掲げる書類を提出すること。

- (1) 提出書類

ア 国有財産使用許可申請書及び付属書類

イ 設置する自動販売機の機種等

別紙第4のとおり

- (2) 提出先

陸上自衛隊小平学校総務部厚生課

- (3) 提出期限

別 示

## 9 問い合わせ先

陸上自衛隊小平学校総務部厚生課長 渡邊

厚生課厚生幹部 廣垣

東京都小平市喜平町2-3-1

電話 042-322-0661 (内線: 310・311)

FAX 042-322-0661 (内線: 319)

※ 土・日・祝日を除く、平日の1000～1300、1400～1700

## 申 請 書

令和 年 月 日

陸上自衛隊小平学校長 殿

本社（店）所在地：

(フリガナ)

商号又は名称：

(フリガナ)

代表者の氏名：

印

法人・個人の別： 法 人 ・ 個 人

(フリガナ)

担当者の氏名：

電 話：

F A X：

東京都小平市喜平町 2-3-1 に所在する陸上自衛隊小平駐屯地において、自動販売機を設置し、販売を行うことについて希望するので申請します。

なお、この申請書及び添付書類の記載事項については、事実と相違ないことを誓約します。

(申請を行う機種)

機 種	申請機種
飲料自動販売機（紙コップ除く。）	
食品自動販売機	
ア 食 品	
イ アイスクリーム	

申請を行う機種に「○」を記入すること。

&lt;国有財産使用料&gt;

【建物部分】年額 \_\_\_\_\_ 円/㎡ (税抜き)    年額 \_\_\_\_\_ 円/㎡ (税込み)

【屋 外】年額 \_\_\_\_\_ 円/㎡ (税抜き)    年額 \_\_\_\_\_ 円/㎡ (税込み)

(設置後支払う 1 平方メートルあたりの年間国有財産使用料を記入すること)

注：商号、代表者、担当者名にフリガナを、申請印は登録印を使用すること。

## 企 画 提 案 書

- 1 会社名
- 2 本社所在地
- 3 設立年月日
- 4 資本金
- 5 社員数
- 6 自動販売機設置台数（全国）
- 7 売上高

ア	主な販売予定商品・販売価格表（別紙第 3）
イ	商品の供給体制
ウ	ゴミ（空き容器）等廃棄物の回収及び処分方法
エ	電子マネーへの対応（種類）及びポイント付加等購入時のサービスの有無
オ	設置する自動販売機の機種、サイズおよび 1 台あたりの年間消費電力 （別紙第 4）
カ	省エネルギー・環境対策に係る提案
キ	災害発生時の会社の対応及び自動販売機本体の機能
ク	メンテナンス及びアフターサービスについて
ケ	営業所等の所在地及び営業時間、営業所から小平駐屯地までの所要時間
コ	東京都内及び小平市内での自動販売機設置台数
サ	従業員管理（身元管理、健康管理等）及び人員配置
シ	クレーム・要望等があった場合及び事故・トラブルが発生した場合の対処 方法
ス	衛生管理方法及び過去 3 年間の法令遵守状況
セ	防衛省における営業方針
ソ	会社概要（パンフレット等）
タ	その他アピールポイント

（日本産業規格 A 4）









## 業 務 確 約 書

令和 年 月 日

陸上自衛隊小平学校長 殿

「陸上自衛隊小平駐屯地における自動販売機（飲料）の設置及び経営の業務」  
の応募に関し、仕様書に定める業務を適正に履行できることを確約いたします。

本社（店）所在地：

（フリガナ）

商号又は名称：

（フリガナ）

代表者の氏名：

印

法人・個人の別：

法 人 ・ 個 人

（フリガナ）

担当者の氏名：

電 話：

F A X：

※商号、代表者、担当者氏名にフリガナを、申請印は登録印を使用してください。

## 誓約書

- 私
- 当社

は、下記1に該当せず、将来においても該当しないことを誓約します。また、貸付け（使用許可）を受けた国有財産の使用に当たっては、下記2に掲げる使用等を行わないとともに、暴力団員等による不当介入を受けた場合には、下記3の措置を行うことを誓約します。また、当方が下記1に該当しないことを確認するため、当方の個人情報について、国が警察当局へ情報提供することに同意します。

この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

### 記

#### 1 契約の相手方として不適当な者

- (1) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき
- (2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき
- (3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき
- (5) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき

なお、役員等に変更があった場合は、速やかに別紙第7により変更後の役員名簿を提出します。

## 2 公序良俗に反する使用等

暴力団若しくは法律の規定に基づき公の秩序を害するおそれのある団体等であることが指定されている者の事務所又はその他これに類するものの用に供し、また、これらの用に供されることを知りながら、貸付物件（使用許可物件）を第三者に転貸し又は賃貸権を譲渡すること。

## 3 警察への通報等

- (1) 貸付物件（使用許可物件）を使用するに当たって、暴力団又は暴力団員、社会運動標ぼうゴロ（※1）、政治活動標ぼうゴロ（※2）、その他暴力団体関係者から、不当要求又は業務妨害を受けた場合は、断固としてこれを拒否するとともに、速やかに警察に通報し、捜査上必要な協力を行うこと。
- (2) (1)による警察への通報及び捜査上必要な協力を行った場合には、速やかにその内容を許可者に報告すること。

※1 社会運動を仮装し又は標ぼうして、不正な利益を求めて暴力的不法行為等を行うおそれがあり、市民生活の安全に脅威を与える者

※2 政治活動を仮装し又は標ぼうして、不正な利益を求めて暴力的不法行為等を行うおそれがあり、市民生活の安全に脅威を与える者

防衛省所管国有財産部局長

北 関 東 防 衛 局 長 殿

令和 年 月 日

本社（店）所在地：

商号又は名称：

代表者の氏名：

印



